

<p>令第28号) 附則第3 項の規定に より知事の 権限に属す るとされ、 自然公園 法に基づく 事務</p>	<p>ける工作物の新築等 の許可及び同法第25 条の規定による条件 の付加 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の所管区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のも の</p>							○	○ 総合事務所長
	<p>2 同法第24条第3項 の規定による国立公 園の海中山間地区内 における工作物の新 築等の許可及び同法 第25条の規定による 条件の付加 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の所管区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のも の</p>							○	○ 総合事務所長
	<p>3 同法第26条の規定 による国立公園の普 通地域知における工 作物の新築等の行為 の禁止等の処分、こ れらの処分期間の延 長又は届出に係る行 為に着手することが できる期間の短縮 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の所管区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のも の</p>							○	○ 総合事務所長
	<p>4 同法第27条第1項 の規定による国立公 園についての行為の 中止等の命令 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の所管区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のも の</p>							○	○ 総合事務所長
<p>四 自然公園 法に基づき 知事の権限 に属する事 務</p>	<p>1 同令第17条又は同 条において準用する 同令第16条において 準用する同令第5条 の規定による国立公 園に関する公園事業 に係る管理又は経営 方法の届出の受理 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の所管区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のも の</p>							○	○ 総合事務所長
	<p>2 同令第17条又は同 条において準用する 同令第16条において 準用する同令第6条 の規定による国立公 園に関する公園事業 に係る施設の位置等 の変更の承認 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事</p>							○	

事務所の管轄区域以外 の区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
3 同令第7条において 準用する同令第7 条の規定による国定 公園に関する公園事 業の中止又は廃止の 承認 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の管轄区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のもの	○					○	総合事務所長
4 同令第7条におい て準用する同令第16 条において準用する 同令第7条の規定に よる国定公園に関す る公園事業の中止又 は廃止の届出の受理 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の管轄区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のもの				○		○	総合事務所長
5 同令第7条におい て準用する同令第8 条第1項の規定によ る国定公園に関する 公園事業に係る地立 の承認 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の管轄区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のもの	○					○	総合事務所長
6 同令第7条におい て準用する同令第16 条において準用する 同令第8条第1項の 規定による国定公園 に関する公園事業に 係る地立の承認の届 出の受理 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の管轄区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のもの				○		○	総合事務所長
7 同令第7条におい て準用する同令第11 条の規定による国定 公園に関する公園事 業に係る地立の承認 の届出の受理 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の管轄区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のもの				○		○	総合事務所長
8 同令第7条又は同 令第16条において 準用する同令第11 条の規定による国定 公園に関する公園事 業に係る地立の承認 の届出の受理							

	の規定による国定公園に関する公園事業に係る報告の徴収及び立入検査等 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
	9 同令第17条又は同条において準用する同令第16条において準用する同令第13条の規定による国定公園に関する公園事業に係る収養命等 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所長
	10 同令第17条において準用する同令第14条第2項の規定による国定公園に関する公園事業の執行の認可の取付等 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所長
	11 同令第17条において準用する同令第15条の規定による国定公園に関する公園事業に係る原状回復命令等 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	総合事務所長
	12 同令附則第4項の規定による環境大臣への報告					○			
	13 同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付					○			
五 鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)に基づく知事の特権に属する事務	1 同条例第4条(同条例第5条において準用する場合を含む。)の規定による県立自然公園の区域の指定	○							
	2 同条例第6条(同条例第7条において準用する場合を含む。)の規定による公園計画の決定	○							
	3 同条例第8条第1項又は第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の決定又は公園事業の一部の執行の承認 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所	○							

所及び丹野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (-)以外のもの						○	総合事務所長
4 同条例第11条第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び丹野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (-)以外のもの		○				○	総合事務所長
5 同条例第13条第2項、第4項又は第6項の規定による県立自然公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の禁止等の処分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の凍結 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び丹野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (-)以外のもの			○			○	総合事務所長
6 同条例第14条第1項の規定による行為の中止等の命令 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び丹野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (-)以外のもの		○				○	総合事務所長
7 同条例第15条の規定による行為の実施状況等についての報告の徴収、立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び丹野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (-)以外のもの					○	○	総合事務所長
8 同条例第16条第1項又は第3項の規定による県立自然公園の特別地域内における国の樹幹等の伐行行為についての協議又は国の機関等に対する協議の要求 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び丹野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (-)以外のもの		○				○	総合事務所長
9 同条例第17条の規定による集積施設区の設定等	○						

	(一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>							総合事務所長
	5 同規則第8条第1項の規定による公園事業者たる地位の承継の承認 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>							総合事務所長
	6 同規則第11条第2項の規定による県立自然公園に関する公園事業の執行の承認の取消し (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの		<input type="radio"/>							総合事務所長
七 鳥取県立自然科学館管理規則（昭和51年鳥取県規則第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による入館の拒否		<input type="radio"/>							
	2 同規則第5条の規定による指示		<input type="radio"/>							
	3 同規則第6条の規定による退去の命令		<input type="radio"/>							
八 鳥取県立水ノ山自然ふしあい館の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可		<input type="radio"/>							
	2 同条例第4条第2項の規定による入館の拒否		<input type="radio"/>							
	3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令		<input type="radio"/>							
	4 同条例第6条の規定による利用の許可の取消し		<input type="radio"/>							
	5 同条例第8条第2項の規定による利用料金の承認及び同条例第3項の規定による告示		<input type="radio"/>							
九 鳥取県立水ノ山自然ふしあい館管理規則（平成11年鳥取県規則第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条第1項ただし書の規定による開館時間の変更及び同条第2項の規定によるその旨の掲示		<input type="radio"/>							
	2 同規則第3条第2項の規定による臨時の休館及び休館日の開館の決定並びに同条第3項において準用する同規則第2条第2項の規定によるその旨の掲示		<input type="radio"/>							
	3 同規則第7条第1項の規定による利用料金の免除又は減額の別管の承認		<input type="radio"/>							

<p>工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの (1) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>		○			○ 総合事務所長	
7 他部署の所掌に係る土木工事の受託の決定		○				
<p>8 予定価格が100万円未満の工事材料の購入並びに予定価格が100万円未満の機械及び器具の購入、借入及び修繕 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		○			○ 総合事務所長	
<p>9 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建ち物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		○			○ 総合事務所長	
<p>10 不動産登記法に基づく不動産の登記 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		○			○ 総合事務所長	
<p>11 文化観光局の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水面の境界の確定</p>		○				
<p>十一 土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務(景観自然課が所管する工事に限る。)</p>	1			1		<p>同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象額が金額(請負契約の締結後に請負対象額金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額金額。(二)において同じ。)が1億円以上の工事に係るもの (1) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野</p>

<p>総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中務総合事務所、西務総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>				○	総合事務所長
<p>2 同規則第4第1項(同規則第20条及び第21条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 中務総合事務所、西務総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの ロ イ以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>3 同規則第7条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 中務総合事務所、西務総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの ロ イ以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長
<p>4 同規則第9条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中務総合事務所、西務総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>	○				○ 総合事務所長

<p>の工事に係るもの (1) 工事費（請負契約締結後に工事費を変更した場合においては、当初の工事費。以下文化観光局共通の項の二において同じ。）が2億円以上の請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																																			
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>																																				
<p>11 同規則第30条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>																																				
<p>12 同規則第30条第7項、第37条後段、第30条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 請負代金の額の変更 ロ 工期の変更 (イ) 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (ロ) (イ)以外のもの</p>	○																																			
<p>13 同規則第30条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第</p>																																				

<p>40条の2第3項(同規則第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○																													
<p>14 同規則第39条第4項の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの ロ イ以外のもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>15 同規則第40条前段の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの ロ イ以外のもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 中野総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの ロ イ以外のもの</p>		○								○	総合事務所長
<p>17 同規則第11条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 中野総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの ロ イ以外のもの</p>	○		○	○	○	○				○	総合事務所長
<p>18 同規則第12条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○		○	○							
<p>19 同規則第12条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期の変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○		○	○							
<p>20 同規則第12条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上</p>	○										

の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	○	○																																							
21 同規則第3条の規 定による請負代金 の変更の決定 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの	○	○																																							
22 同規則第5条第5 項の規定による費用 の負担の協議 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	○	○																																							
23 同規則第8条第2 項の規定による天災 その他の不可抗力に よる損害の状況の調 査及び確認 (一) 中部総合事務 所、西部総合事務 所及び日野総合事 務所の所管区域以 外の区域に係るも の (二) (一)以外のも の	○	○																			○	総合事務所長																			
24 同規則第9条第1 項の規定による設計 図書の変更の決定 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	○	○																																							
25 同規則第2条第1 項(同規則第6条第 2項において準用す る場合を含む。)の 規定による工事の完 成検査の委託 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの	○	○																																							
26 同規則第7条第1 項の規定による工事																																									

<p>目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																														
<p>27 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																														
<p>28 同規則第8条第1項の規定によるかしの補修及び損害の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○																														
<p>29 同規則第9条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中倉総合事務所、西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>	○												○	総合事務所長																	
<p>30 同規則第10条第2項の規定による前金払いに係る認定 (一) 中倉総合事務所、西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>	○												○	総合事務所の 県土整備局長																	
<p>31 同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中倉総合事務所、西宮総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区</p>	○																														

	<p>域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>					○	総合事務所長
32	<p>同規則第36条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 中郡総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		○				○ 総合事務所の県土整備局長
33	<p>同規則第36条第4項の規定による請負代金の承認 (一) 請負対象累計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象累計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中郡総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>		○	○			○ 総合事務所長
34	<p>同規則第37条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象累計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象累計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中郡総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>		○	○			○ 総合事務所長
35	<p>同規則第39条第1項及び第40条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象累計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象累計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○		○			
36	<p>同規則第42条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象累計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象累計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 中郡総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域以外の区域に係るもの (2) (1)以外のもの</p>		○	○			○ 総合事務所長
37	<p>同規則第42条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象累計金額が5億円以上</p>	○					

の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が2億円未満の工事に係るもの	○									
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

福祉保健部共通

二 略

福祉保健課

四 生活保護法(平成15年法律第144号)に基づく知事の権限に属する事務

1~6 略

7 同法第40条第2項の規定による市町村又は地方独立行政法人の保護施設の新設の届出の受理

8~28 略

五~三十七 略

障害福祉課

八 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第37号)に基づく知事の権限に属する事務

1及び2 略

3 同法第15条の5第1項の規定による指定若しくは受給者への指定

4~15 略

九~十四 略

長寿社会課

四 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(広域連合の長に委任したものを除く。)

1~26 略

27 同法第100条第1項の規定による介護老人保健施設の新設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭等の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査

○

中部総合事務所長
日野総合事務所長
東部済番社保健局長
西部済番社保健局長

28~32 略

33 同法第12条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の新設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査

○

中部総合事務所長
日野総合事務所長
東部済番社保健局長
西部済番社保健局長

34~37 略

五 略

五の二 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)に基づく知事の権限に属する事務

1 同令第3条第1項第2号の規定による訪問介護員要請事務事業者の指定

○

福祉保健部共通	一 鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1 福祉保健部(福祉課、障害福祉課、長寿社会課、子ども家庭課及び健康づくり推進課に属する関係の補助金及び貸付金の取組に定めるものに限る。)に係る事務																	○	中部総合事務所長 日野総合事務所長 東部済番社保健局長 西部済番社保健局長
---------	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

福祉保健部共通

二 略

福祉保健課

四 生活保護法(平成15年法律第144号)に基づく知事の権限に属する事務

1~6 略

7 同法第40条第2項の規定による市町村の保護施設の新設の届出の受理

8~28 略

五~三十七 略

障害福祉課

八 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第37号)に基づく知事の権限に属する事務

1及び2 略

3 同法第15条の5第1項の規定による指定若しくは受給者への指定

4~15 略

九~十四 略

長寿社会課

四 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(広域連合の長に委任したものを除く。)

1~26 略

27 同法第100条第1項の規定による介護老人保健施設の新設の開設者等に対する報告等の命令若しくは出頭等の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査

○

中部総合事務所長
日野総合事務所長
東部済番社保健局長
西部済番社保健局長

28~32 略

33 同法第12条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の新設者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求、関係者に対する質問又は設備等の検査

○

中部総合事務所長
日野総合事務所長
東部済番社保健局長
西部済番社保健局長

34~37 略

五 略

五の二 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)に基づく知事の権限に属する事務

1 同令第3条第1項第2号の規定による訪問介護員要請事務事業者の指定

○

